

平成 23 年 7 月 4 日
新興プランテック株式会社

7 月 4 日付東京新聞等の朝刊の報道について

7 月 4 日付東京新聞等の朝刊におきまして、当社の元社員が水増し発注し、商品券を下請負会社に納入させ遊興費等を捻出した等により、当社が東京国税局の税務調査を受け、重加算税等を追徴されたとの記事が報道されました。

株主様、投資家様、お客様、お取引先様にご心配とご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げますとともに、本件に関しまして、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 新聞報道にある内容は、当社の東京国税局による定期的な税務調査の中で指摘を受け判明したもので、主に飲食代等を捻出することを目的とした個人による不正行為であり、会社が組織的に関与した事実はありません。従いまして、当社には報道にあるような「所得隠し」といった意図は全くありません。
2. 当該不祥事が発生したことの監督責任を問い、規程に則り上位者 6 名の社内処分を実施しております。
3. 報道中に「申告漏れ総額は約二億円」とありますが、この約半分に相当する金額は、当社が費用と認識して処理を行っていた平成 20 年に導入した新基幹業務システム関連費用を無形固定資産への処理に変更したものが含まれております。既に、修正申告は完了し、納税も終了しております。
4. 報道の中で「論旨退職した・・・工事責任者は・・・三千人の作業員を束ねる立場・・・」は事実ではありません。また、大型工事において、工事責任者が一人で発注し一人で検収するということもあり得ません。しかしながら、検収業務では時として複数回の牽制・管理体制が機能不全を起こす場合があったことは反省すべき事実として認識しております。そのため、不正の再発防止策として、明確な業務フローを確立し、責任権限を明確にすることにより、複数回の牽制機能を担保・徹底を図りました。また、これを補完する新基幹業務システムの導入により、発注権限の明確化と承認体制の強化、検収業務におけるチェック体制の強化を再構築したことにより、内部統制体制を格段に強化いたしました。

以 上